

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 59 回）
議事要旨**

○日時

令和 6 年 2 月 7 日（水）13 時 03 分～14 時 49 分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、岩船由美子委員、大橋弘委員、小野透委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、村上千里委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド株式会社 本社経営企画室 片岡副室長、電力広域的運用推進機関 大山理事長、日本地熱協会 後藤理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課 鍋島課長、（一社）日本風力発電協会 鈴木技術顧問、電気事業連合会 藤本専務理事、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事、送配電網協議会 山本理事・事務局長

○事務局

日暮新エネルギー課長、小川電力基盤整備課長

○議題

- （１） 再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて
- （２） 関係審議会等での検討状況
- （３） 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

○議事要旨

(1) 再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・事務局案はアグリゲーターの育成等も含むものであり異論はない。更に重要な視点として、再エネ由来の電気に対して高い価値を払うオフテーカーを育てることがあげられるのではないか。
- ・今後天候予測技術が高度化していく中で、発電量予測はビジネスとして有望な分野。AIを用いた天候予測ビジネスの領域で競争が生まれ、サービスの価格低減が進むことが望ましい。
- ・出力制御区分について、旧ルールの対象であったFITであっても、FIPに移行した場合には無制限無補償ルールが適用される。市場売電の場合は出力制御時間帯の売電価格が0.01円であるため出力制御区分が更新されても構わないという理解だが、相対取引の場合には無制限無補償ルールが継続して適用されるべきではないか。
- ・balancingコストに関する事務局案については、適用期間が区切られているなど、FIPへの移行を早期に促す施策と評価できる。速やかな運用開始に向けて取り組んでいただきたい。
- ・FIP制度に関する先行的な取組の紹介について、こうした発電量等予測システムの普及は国民負担の低減につながるだけでなく、FIP制度を活用した発電事業の収益の最大化にもつながることから、普及に向けて取り組んでいただきたい。
- ・FIPへの以降におけるボトルネックについては、予測誤差への対応とは別に、ファイナンス上の課題、制度がよく分からない、電力取引市場への参加コスト、売電先を見つけられない等の課題への対応も重要。これらについても対応を検討いただきたい。
- ・FIPへの移行策については、より社会的に貢献している再エネ事業者とそうでない事業者の間で扱いに差異を設けるような方法を検討できないか。また、FIPへの移行におけるボトルネックについては、各課題に直接対応するのではなく、課題の背景にある制度を根本的に見返すことが必要ではないか。
- ・需給調整市場については、事業者が適切な発電量予測を行い、適切に発電計画を策定することが前提であり、インバランス制度のあり方も含めた検討が必要。
- ・FITとFIPで出力抑制のプライオリティーを変える施策は、追加的な国民負担を要せずにFIP移行を促す手段と評価できる。
- ・FIP制度のbalancingコストについての事務局案は、FIPへの移行に一定のインセンティブを付与すると考えられるため、事務局案に賛同する。発電量予測の精度向上、コスト低減に向けた具体的手法の検討の加速という点にも取り組んでいただきたい。
- ・balancingコストの事務局案については賛同するが、新たなビジネスモデルの普及や

市場を含めた制度の在り方の見直し等、更なるFIPへの移行促進策についても引き続き検討いただきたい。

- ・ バランシングコストに関する事務局案を実施した後に、実際に移行が早まったか、インセンティブとなったかという点については検証いただき、効果的な政策立案、実施に努めていただきたい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ FITからFIPへの移行は、アグリゲーターの育成や再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用の低減につながるものであり、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 発電事業者向けに予測データ等を提供しているサービスについて情報提供を行い、FITからFIPへの移行を後押ししていただきたい。また、出力制御への対応としては、供給側による供給シフトや、需要家側の行動変容を促すということも重要。

(事務局)

- ・ オフピーカーを育てるという視点は重要であり、再エネ電源を評価できる小売電気事業者を育成する政策を実施していきたい
- ・ 天候予測等の精緻化によりバランシングコスト自体を減らしていくという努力が必要。アグリゲーター、金融機関、研究機関、気象予測ビジネスを実施する民間企業などと連携した具体的な取組を進めていきたい。
- ・ FITからFIPへの移行については、どのようなインセンティブの付与のあり方があるのか事務局でも議論をした上で、本委員会で御報告をしながら検討を進めていきたい。

(委員長)

- ・ バランシングコストに関する事務局案については、早期に措置するということが重要。事務局におかれては制度開始に向けて準備を行っていただきたい。

(2) 関係審議会等での検討状況

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・ 国がセントラル方式で調査を行うとあるが、調査コストが全体として最小になるように国と事業者の役割分担のあり方を検討するべきではないか。
- ・ 事業終了後の太陽光パネルについて、リサイクル待ちを理由に野積みで放置されるような事態は防止するべき。
- ・ EEZについては、関係するワーキンググループにおいて論点ごとに検討がなされていると理解。引き続き、スピード感を持って制度の整備がなされるように対応いただきたい。
- ・ 再エネ発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応は、国内における発電事業への不

安の払拭だけでなく、再エネ分野に対する国外からの投資の促進等にもつながるもの。

- ・ FIT/FIPだけでなく、非FIT/FIPも含めた発電設備の把握をする仕組みが必要であり、速やかに対応してもらいたい。
- ・ 再エネ発電設備の廃棄・リサイクルについては、本来、事業者にはどういった責務があるのかという点について、しっかり検討をおこなう必要があるのではないか。
- ・ 適正な廃棄・リサイクル制度については、場合によっては法対応も含めて考える必要があり、制度整備に時間を要する。前倒しでの検討を計画的に進めていただきたい。
- ・ EEZへの洋上風力の展開については、利害関係者の特定が一つの論点。洋上風力を開発する事業者にとって利害関係者の範囲が極めて広くなるのは非常に大きな負担になるため検討いただきたい。
- ・ 廃棄物処分については排出事業者責任が原則。再エネ事業についても所有者である事業者の責任並びに負担が原則であり、賦課金による国民負担を安易に増加させることがないように慎重に検討していただきたい。併せて、太陽光パネルのリサイクル技術の開発は急務であり、廃棄物の減容化に向けた技術開発や実証を強力に支援いただきたい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ 太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関して検討する上では、長期安定稼働の推進という観点も考慮いただきたい。
- ・ 洋上風力の拡大に向けては、浮体式洋上風力のコスト低減により、国民負担の抑制を図ることが重要。

(事務局)

- ・ 廃棄・リサイクルの問題を非FIT/FIPの発電設備を含めて捉えていくためには、トレーサビリティをもって設備を把握することが重要。その方法についてはできるだけ早期に検討を進めていきたい。
- ・ 廃棄・リサイクルがされずに発電設備が放置されることを回避するためには、事前に廃棄・リサイクル費用の積立てを求めていくことが重要。特に私有地に放置された太陽光パネルへの対応は困難であり、検討を深めていきたい。
- ・ EEZにおける洋上風力の実施において、具体的な制度運用や利害関係者の範囲は重要な論点であり整理を進めていく。

(委員長)

- ・ 本日の議論の内容も踏まえながら、関係する検討会とワーキンググループにおいて、それぞれの議題に関する検討を進めていただきたい。

(3) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・一般送配電事業者が再エネ事業者の代行業務をする中で発生した未精算分について精算を行う事務局案は、国民負担を原資としていることも踏まえた案となっており、妥当性のある解決策。併せて、一般送配電事業者の事業安定性の確保のためにも、年度ごとの単価変動を抑制する方法を検討いただきたい。
- ・検討が持ち越しになっていた未精算分について今回精算するという事で、事務局案には賛成したい。
- ・今回の事務局案は、起動費の重複等の項目を対象外とする精算となっており妥当な措置。また、一般送配電事業者の経営の安定性を担保するためにも、会計上の弾力的な対応を取るなど検討していただきたい。
- ・一般送配電事業者の経営の安定性を担保する観点からは、迅速に精算が行われることが重要。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・一般送配電事業者の事業安定性を確保するための方策については、交付金の変動がなるべく生じないように、引き続き検討いただきたい。

(事務局)

- ・会計上の取扱いを含め、一般送配電事業者の事業の安定性を確保するためにどうすればよいのか、引き続き検討を進めていきたい。

(委員長)

- ・今回の事務局案については同意いただけたと認識している。
- ・また、制度自体の改革はこれからも必要という御意見をいただいた。事務局にも引き続き検討いただきたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365